

災害状況調査業務実施要領

〔平成 22 年 10 月 25 日 22 関整第 1005 号(防)
関東農政局長〕

一部改正 平成 23 年 8 月 8 日 23 関整第 250 号

第1 趣 旨

関東農政局管内において、地震や大雨等の自然災害等により国営造成施設が被災し、被害が大規模に及ぶと想定される場合や、大規模な地すべり等の発生により農地・農業用施設に被害を及ぼす恐れがある場合など、国自らが、即座に被災の状況を把握し対応する必要があると判断される場合、国の職員以外にも、専門的知見・技術力を有したコンサルタント等を活用することで、緊急的に調査・観測・解析等を実施し、被害状況の把握、被災防止、被災時の復旧計画の策定等迅速かつ円滑な実施を推進する必要がある。

そこで、被害拡大や二次災害の防止等に寄与することを目的として、コンサル活用のための業務請負契約を迅速に締結できるような体制整備を図るものである。

第2 適用範囲

災害状況調査業務は、地震・大雨等の自然災害や地すべり等が発生し、国営造成施設や、その他多くの農地・農業用施設に被害を及ぼす恐れがある場合など、整備部長が必要と認めた場合に、「測量・建設コンサルタント等」業務に係る競争参加資格の認定を受けている者との契約により緊急的な災害状況調査を行うことができるようにするものである。

1. 災害状況調査の手順

災害状況調査は以下の手順で行う。

- (1) 発災後国の職員が「農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程」(平成 21 年 5 月 28 日付け 21 農振第 438 号農村振興局整備部長通知)による初期情報収集並びに緊急概査等を実施すること。
- (2) (1)の結果を受け、同規程による技術支援により、整備部長が災害状況調査の必要性を判断すること。
- (3) 速やかに災害状況調査を契約すること。
- (4) 災害状況調査を実施すること。

を想定し、発災後速やかに業務を実施できる体制を整えるものである。

2. 適用範囲

- (1) 本要領では、災害状況調査業務に係る契約手続についての運用を定める。
- (2) 契約行為は発災後速やかに行うため、会計法 29 条の 3 第 4 項(緊急時の随意契約)を想定し、透明性、公平性に配慮した手続を定める。
- (3) なお、緊急性にかんがみ、契約する作業量は技術支援が可能な必要最小限に限定する。

第3 災害状況調査業務の契約手続

基本的な手続きは以下のとおりとするが、これにより難しい場合は、別途検討するものとする。

- (1) 災害状況調査業務請負契約は、別紙「関東農政局災害状況調査業務の契約手続フロー」により実施する。
- (2) 契約手続に係る入札・契約手続審査委員会には、次の段階で諮るものとする。
 - ア 災害状況調査業務の契約の相手方の特定段階
見積依頼前 … 契約候補者（見積依頼先）の決定に関する事項。
（必要に応じて持廻り決裁による開催とする。）
- (3) 入札・契約手続審査委員会に諮る事項は、事前に「関東農政局競争参加資格技術審査会」（以下「技術審査会」という。）を了するものとする。

第4 災害状況調査に派遣する者

- (1) 災害状況調査に派遣する者は、建設コンサルタント等競争参加資格者名簿に登録されている者の中から、あらかじめ希望者を公募する。
- (2) 公募に基づき参加表明し、技術資料の提出のあった者から、別紙1「請負契約候補者名簿登録審査要領」により契約候補者として名簿を作成する。
- (3) 災害状況調査に派遣する者は、以下により特定し派遣する。
 - ア (2)で作成した名簿から10者選出する。
 - イ 災害状況調査の対応について照会（別紙2）する。
 - ウ 応諾のあった者の中から「災害状況調査業務対応業者特定基準」（別紙3）により契約候補者を特定する。
 - エ 災害状況調査業務の随意契約を締結し、その者を派遣する。

第5 災害状況調査に係る事務局

請負契約候補者の名簿作成及び災害状況調査業務の契約締結に係る資料は防災課が作成するものとし、設計課及び水利整備課が補助に当たる。

第6 請負契約候補者名簿

請負契約候補者名簿の作成は、原則として毎年度末までに行い、名簿作成後から年度末までを有効期限とする。なお、競争参加資格者名簿の更新に伴う定期受付等やむを得ない事情により名簿作成が困難な場合など、新しい名簿を作成するまでの間、従前の名簿を有効とする。

第7 細則

- (1) 災害状況調査業務として想定される対象
発災後速やかな緊急調査を想定していることから、対象を以下に限定する。
 - ア 国営造成施設のうち基幹的重要構造物であって、被災時において周辺に対する二次災害、又は受益農地に対する営農上の支障など、被災による影響が大きいと想定される施設（ダム、ため池、頭首工、大規模用水路など）で、整備部長が必要と判断した場合。
 - イ 国営造成施設であって、被災により適正な維持管理の範疇を超えた対応が必要であり、施設管理者等からの要請があった場合。
 - ウ 大規模な農地地すべり地域の調査であり、県等からの技術支援の要請があった場合。
- (2) 災害状況調査業務として想定される主な作業項目
 - ア 地すべり観測、解析に係る事項
地すべりの範囲、すべり面、移動速度等の把握などに必要な観測、調査、解析及び

被害想定等

イ ダム、ため池等の観測、安定解析に係る事項

降雨、地震等により生じたダム・ため池堤体、周辺構造物、周辺地山の変状等の把握のために必要な観測、調査、機能診断、安定解析、被害想定等

ウ 頭首工等の観測、安定解析に係る事項

降雨、地震等により生じた頭首工などの河川占有工作物及び周辺堤防等の変状等の把握のために必要な観測、調査、機能診断、安定解析、被害想定等

エ 大規模な水路等の調査、解析に係る事項

降雨、地震等により生じた水路等の被災に伴う被害状況の把握のための観測、調査、機能診断、安定解析、被害想定等

オ 被災箇所 の簡易な測量、動態監視に係る事項

被災箇所 の規模、変動等の簡易測量、被害エリア調査、動態監視又は施設全景監視など

(3) 特別仕様書の作成に当たっては、現地の状況に応じて必要な作業項目を定め、技術審査会に諮るものとする。

第8 その他

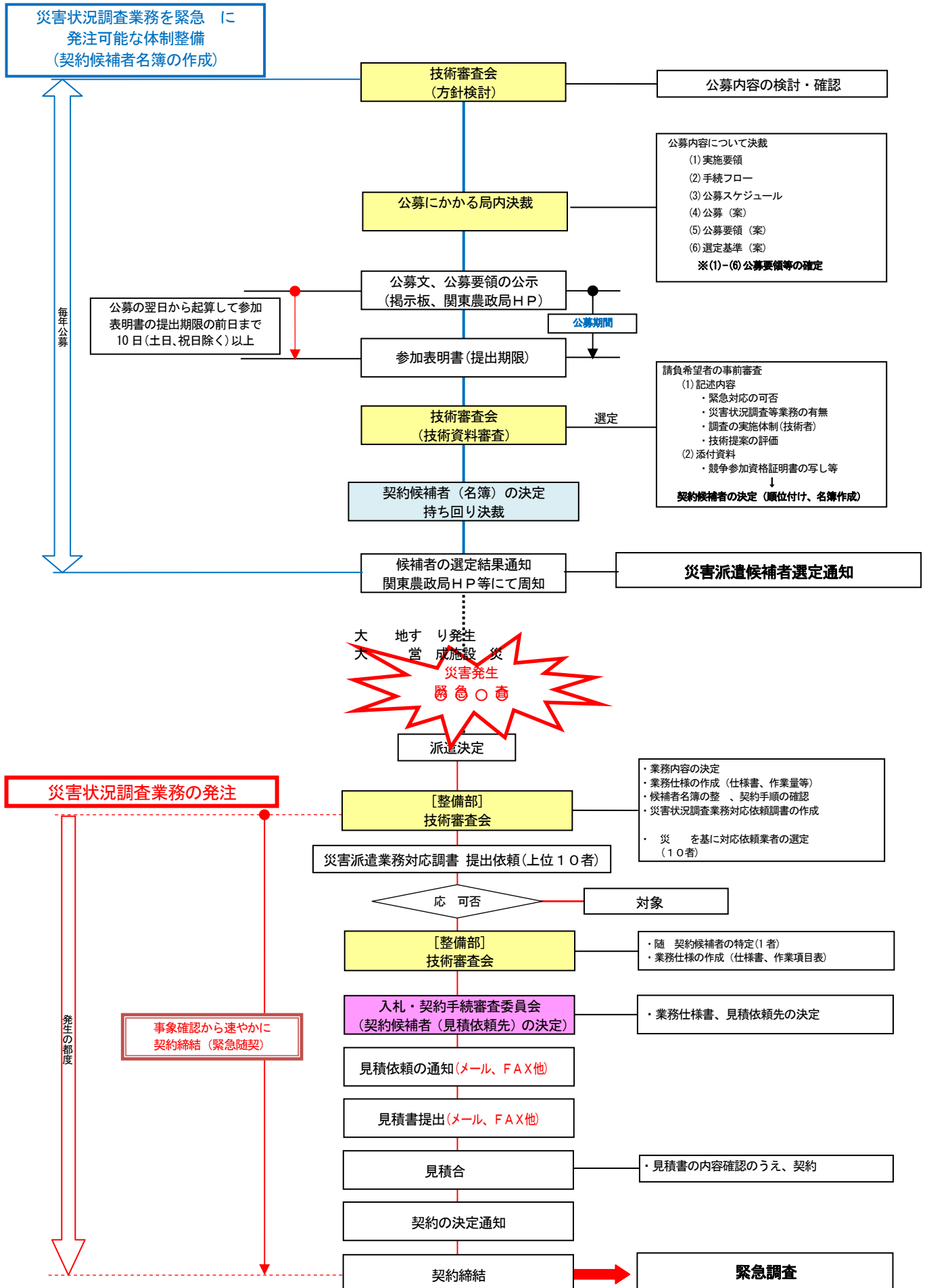
本要領に定めのない事項は防災課を窓口として処理に当たるものとする。

第9 附 則

本要領は、平成22年10月25日から運用する。

本要領は、平成23年 8月 8日から運用する。

別紙 関東農政局災害状況調査業務の契約手続フロー



請負契約候補者名簿登録審査要領

災害状況調査業務を実施するための請負契約候補者名簿の登録に当たって、技術資料等の審査は調査可能区域及び調査可能職種毎に次により行う。

- ① 関東農政局における競争参加資格として、「測量・建設コンサルタント等」の「地質」、「建設」、「測量」のいずれかの業務に登録されていること。
- ② 営業区域が関東農政局の管内であり、調査可能区域と合致していること。
- ③ 技術資料を以下の基準に基づき評点し、「評価項目」ごとの評点がいずれも0でないこと。

評価項目	評価事項	点数	配点 (最大)
1 法人の経験及び能力 (最大3件) ※実施要領第7(2)ア～オ 毎に配点	同種業務の実績(1件当たり)	10	30
	類似業務の実績(1件当たり)	5	
2 調査実施体制 (調査可能区域毎に災害状況調査業務に従事可能な技術者数)	設計業務等技術者 (実施要領第7(2)ア, イ, ウ)		75
	技師長以上 @5点 3人まで	15	
	主任技師 @4点 5人まで	20	
	技師A以下 @3点 10人まで	30	47
	測量業務技術者 (実施要領第7(2)エ)		
	測量主任技師以上 @4点 3人まで	12	
	測量技師 @3点 5人まで	15	
	測量技師補以下 @2点 10人まで	20	29
	地質、土質調査業務技術者 (実施要領第7(2)ア)		
	地質調査技師 @3点 3人まで	9	
主任地質調査員 @2点 5人まで	10		
地質調査員 @1点 10人まで	10		

- (注) 1 法人の経験及び能力は、異なる最大3件の経験業務を評価する。
- 2 調査実施体制における配点は、評価の対象となる技術者が最大配点人員に満たない場合、直近上位の技術者の最大配点人員を超える者をもって充てる事が出来る。

送信履歴(各自記入)

緊急

災害状況調査業務対応依頼調書

このたび、下記により災害が発生したため**緊急**に調査・観測等を実施することとなりました。このことから下表協力要請内容に示す調査等業務実施の可否等について貴社の意志を確認したく、**下表に記入のうえ返送**願います。

なお、本調書は貴者における**迅速な対応の可否**について照会するものであり、**契約を約束するものではありません**。また、貴者に対して何らかの拘束や義務を負わせるものでもありません。したがって、業務実施に際しては本調書による**対応可能者の中から、改めて見積もりを徴収し、契約締結の上で業務をお願いすることとなります**ので申し添えます。

災害状況調査業務の対応	可能	不可能	回答日時	
会社名			住所	

被害の概要		調査内容	
日時		業務着手日時(予定)	
場所		業務期間(予定)	
被災状況		調査の概要	

回答期限 **平成 年 月 日 時 までに回答願います。**

区分	災害状況調査業務 対応技術者			対応内容								
	監視技術者	配置技術者(人日)		現地作業 着手可能 日時	着手可能日 における派 遣可能調査 人員	着手可能日における希望する観測機器等			着工可能日における観測機器等の調達状況			
氏名						①計測機器	②調査機材	③その他				
所属・役職												
TEL(会社)												
FAX(会社)												
メールアドレス(会社)												
携帯番号												
携帯メールアドレス												
技術者区分												
類似業務経験												
	主任技術者											
氏名												
所属・役職												
TEL(会社)												
FAX(会社)												
メールアドレス(会社)												
携帯番号												
携帯メールアドレス												
技術者区分												
類似業務経験												
	その他 調査日程、調査に当たっての補足事項											

記載方法

- ・太枠内を記入してください。
- ・「災害状況調査対応」については、「可能」、「不可能」のどちらかに「○」を付すこと。
- ・「災害状況調査対応」が「可能」の場合は、会社名、住所、対応者、対応内容を記入すること。
- ・「災害状況調査対応」が「不可能」の場合は、会社名のみ記入すること。
- ・「技術者区分」、「資格」は公募時に提出した技術資料の記載内容による。
- ・対応内容について、現地到着し作業着手可能となる日時、調達が確実な資機材数量を記入すること。
- ・「回答日時」は、対応責任者が本調書を送信する際の時刻を記入すること。
- ・適宜欄を増やして記載して下さい。
- ・参考見積もりを添付して下さい。
- ・着手日に搬入できない機器等があっても、後日搬入可能であれば、その旨（搬入予定日も）記載して下さい。

関東農政局技術審査会

会長 ○○ ○○

担当者:整備部 課 係

○○ ○○

TEL

FAX

送信履歴(各自記入)

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	関東農政局→〇〇コンサル	メール
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	〇〇コンサル→関東農政局	FAX

緊急

災害状況調査業務対応依頼調書

このたび、下記により災害が発生したため緊急に調査・観測等を実施することとなりました。このことから下表協力要請内容に示す調査等業務実施の可否等について貴社の意志を確認したく、下表に記入のうえ返送願います。

なお、本調書は貴者における迅速な対応の可否について照会するものであり、契約を約束するものではありません。また、貴者に対して何らかの拘束や義務を負わせるものでもありません。したがって、業務実施に際しては本調書による対応可能者の中から、改めて見積もりを徴収し、契約締結の上で業務をお願いすることとなりますので申し添えます。

災害状況調査業務の対応	可能	不可能	回答日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時
会社名	〇〇コンサル(株)関東支店		住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

被害の概要		調査内容	
日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分	業務着手日時(予定)	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時
場所	〇〇県〇〇市〇〇地内	業務期間(予定)	30日間 機器設置後の観測期間30日間(解析等含む)、 報告書とりまとめ期間10日間
被災状況	4月5日〇〇市〇〇地区の水田で、地すべりによる亀裂を確認。地盤は約5cm/日(4月10日現在)で活動しており累積水平移動量は1週間約1mとなっている。監視体制を強化するとともに、地すべり範囲・深度を特定し対策工法を検討するため、必要な観測計器の設置・観測を実施する必要がある。	調査の概要	(例・・・実際のものではありません) 土質ボーリング 10日以内 礫混じり土 φ80 30m×5本 (シンウォールサンプリング、傾斜地足場15°5箇所) 傾斜計設置、撤去、観測×3(2m×10段、常時観測) 20日間 伸縮計設置、撤去、観測×3(警報機付き、常時観測) 20日間 地すべり範囲地表踏査、GPS簡易測量(1点) 地すべり解析 GPS測量データはリアルタイム伝送可能なものとする。

回答期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時 までに回答願います。

区分	災害状況調査業務 対応技術者			対応内容					
	監理技術者	配置技術者(人日)		着手可能日における希望する観測機器等					
氏名	調査 太郎	主任技師	1人日	①計測機器	②調査機材	③その他			
所属・役職	〇〇部××部長	技師A	2人日			傾斜計	1台	ボーリングマシン	1台
TEL(会社)	0**-****-****	地質調査技師	5人日	伸縮計	2台	GPS測量機器	1台		
FAX(会社)	0**-****-****	地質調査員	5人日	水位計	2台				
メールアドレス(会社)	name@kaisya.co.jp			着工可能日における観測機器等の調達状況					
携帯番号	090-****-****			傾斜計	1台	ボーリングマシン	1台	仮設足場	1台
携帯メールアドレス	keitai@****.ne.jp								
技術者区分	主任技師/理学専攻			水位計	2台				
類似業務経験	〇〇地すべり解析業務								
氏名	調査 太郎			※伸縮計2台のうち1台については着手日+2日程度で設置可能					
所属・役職	〇〇部××課長			その他 調査日程、調査に当たった補足事項					
TEL(会社)	0**-****-****								
FAX(会社)	0**-****-****								
メールアドレス(会社)	name@kaisya.co.jp								
携帯番号	090-****-****								
携帯メールアドレス	keitai@****.ne.jp								
技術者区分	技師A/技術士								
類似業務経験	〇〇地すべり解析業務								

記載方法

- ・太枠内を記入してください。
- ・「災害状況調査対応」については、「可能」、「不可能」のどちらかに「〇」を付すこと。
- ・「災害状況調査対応」が「可能」の場合は、会社名、住所、対応者、対応内容を記入すること。
- ・「災害状況調査対応」が「不可能」の場合は、会社名のみ記入すること。
- ・「技術者区分」、「資格」は公募時に提出した技術資料の記載内容による。
- ・対応内容について、現地到着し作業着手可能となる日時、調達が確実な資機材数量を記入すること。
- ・「回答日時」は、対応責任者が本調書を送信する際の時刻を記入すること。
- ・適宜欄を増やして記載して下さい。
- ・参考見積もりを添付して下さい。
- ・着手日に搬入できない機器等があっても、後日搬入可能であれば、その旨(搬入予定日も)記載して下さい。

関東農政局技術審査会 会長 〇〇 〇〇

担当者:整備部〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇
TEL
FAX

災害状況調査業務対応業者 特定基準

評価項目		評価基準	評価点数
地域性	① 着手可能日時	<p>対応可能者の中で最も早く計器設置・調査開始が可能な者に最大50点を与え、最も遅い者は10点とする。2番目以降の者については、順位に応じて按分した点数とする。</p> <p>(算出式)対応可能者数が“n”で、着手日時が“c”番目に早い者の点数“p”</p> $p=50-\{(50-10)/(n-1)\} \times (c-1)$	<p>最大 50点 最低 10点</p>
		対応不可	欠格
業務体制	②配置可能人員	<p>以下の職種別配点により当方の希望する現場配置する技術者に比較して、配置可能な技術者の総計から比率を算定する。</p> <p>その比が最大となる者に30点を与え、最小となる者は10点とする。2番目以降の者については、順位に応じて按分した点数とする。</p> <p>職種別配点</p> <p>技師長以上： 5点・人日 主任技師： 4点・人日 技師A以下： 3点・人日 測量主任技師以上： 4点・人日 測量技師： 3点・人日 測量技師補以下： 2点・人日 地質調査技師： 3点・人日 主任地質調査員： 2点・人日 地質調査員： 1点・人日</p> <p>(算出式)対応可能者数が“n”で、配置技術者の得点の順位が“c”番目の者の点数“p”</p> $p=30-\{(30-10)/(n-1)\} \times (c-1)$	<p>最大 30点 最低 10点</p>
		対応不可	欠格
	③主要計器類	主要計器類の搬入量が最も多いもの	10点
		主要計器類の搬入数が対応可能者数の上位 50%	7点
		主要計器類の搬入数が対応可能者数の下位 50%	3点
		対応不可	欠格
④主要機械等	主要機械等搬入量が最も多い者	10点	
	主要機械等搬入数が対応可能者数の上位 50%	7点	
	主要機械等搬入数が対応可能者数の下位 50%	3点	
	対応不可	欠格	